

事 務 連 絡
平成23年12月24日

都道府県
指定都市
中核市
市区町村
各
民生主管部（局）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

平成24年度における子育て支援交付金の取扱いについて

日頃より、子育て支援交付金による事業をはじめ、子ども・子育て支援施策の推進にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年12月20日に「平成24年度以降の子どものための手当等に関する4大臣及び民主政策調査会長会合」が開催され、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣及び厚生労働大臣の4大臣により合意がとりまとめられ（別紙1参照）、その中で、子育て支援交付金の一般財源化等を実施することとなりました。

具体的には、子育て支援交付金のうち、次世代育成支援対策推進事業の一部、地方独自の子育て支援推進事業及び子育て支援環境整備事業が対象となります。（別紙2参照）

また、本日、平成24年度予算案が閣議決定され、子育て支援交付金のうち、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業」については、安心子ども基金で実施することとなりましたので、情報提供いたします。

平成24年度における交付金執行に係る事務手続きにつきましては、追って、連絡いたしますので、これらの内容についてご了解くださいますよう、よろしく願いいたします。

【照会先】

（子育て支援交付金全般）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
育成環境課育成環境係

TEL：03-5253-1111（内線7910）

FAX：03-3595-2672

e-mail：kosodatekoufukin@mhlw.go.jp

（待機児童解消「先取り」プロジェクト）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
保育課保育係

TEL：03-5253-1111（内線7947）

FAX：03-3595-2674

平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについて

- 平成24年度以降の子どものための手当制度に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成24年度予算に計上するとともに、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）附則第2条第1項の規定を踏まえ、児童手当法を改正する所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - 3歳未満の子ども一人につき月額15,000円を、3歳以上小学校修了までの子ども（第1子・第2子）一人につき月額10,000円を、3歳以上小学校修了までの子ども（第3子以降）一人につき月額15,000円を、小学校修了後中学校修了までの子ども一人につき月額10,000円を支給する。年少扶養控除廃止に伴う手取り額の減少に対応するため、所得制限以上の者については、中学校修了までの子ども一人につき、5,000円を支給する。
 - 所得制限は960万円（夫婦、子ども2人）を基準とし、これまでの児童手当制度と同様に扶養親族数等に応じた加減等を行い、被用者・非被用者の水準は同一とする。また、所得制限は、平成24年6月分から適用する。
 - 所得制限額未満の被用者に対する3歳未満の子どもに係る手当の費用の15分の7を事業主が負担し、その他の子どもに係る手当の費用を国と地方が2対1の割合で負担する仕組みとする。なお、都道府県と市町村の負担割合は、1対1とする。
 - 公務員については、所屬庁から支給する。
 - 特別措置法で設けられた、保育料の手当からの直接徴収、学校給食費等の本人同意による手当からの納付、子どもも国内居住要件、施設入所子どもも施設の設置者への支給等については、同様の仕組みを設ける。
- 平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減（（1）及び（3）において「年少扶養控除の廃止等」という。）による地方財政の増収分については、平成21年12月23日付け4大臣合意における「最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。」との趣旨及び平成22年12月20日付け5大臣合意において「子ども手当及びこれに関連する理物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方」を幅広く検討するとされている趣旨を踏まえ、1.（3）に掲げる費用負担による子どものための手当の負担として充てて（24年度：1,087億円）ことに加え、次のとおり国と地方の負担調整等を行う。
 - 平成24年度の子ども手当の創設に伴う負担の増大に対応する地方特例交付金（所要額：1,353億円）について、子ども手当から子どものための制度改正に伴い、整理する。
 - 平成24年度税制改正に際して環境性能に優れた自動車取得に係る自動車取得税の減免措置の継続に伴い必要となる市町村の自動車取得税交付金の減収の一部を補填するため地方特例交付金（所要額：500億円）の措置を国費から地方財政の増収分に振り替える。
 - 地方の自由度の拡大に伴って、以下の国庫補助負担金の一般財源化等を実施する。（1,841億円）
 - 子育て支援交付金（次世代育成支援対策推進事業の一部、地方独自の子育て支援推進事業及び子育て支援環境整備事業に限る。）（93億円）
 - 地域子育て創生事業（地方独自の事業への補助。平成24年度からは、地方財政の増収分に対応する。）（124億円）
 - 子ども手当事務取扱交付金（98億円）
 - 国民健康保険都道府県調整交付金（1,526億円）これらの基準を新たに設けないこととする。
- 平成24年度における暫定的対応として、年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分の一部を特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用する。（269億円）

（別紙1）

- 特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担については、その解消に平成24年度予算から取り組み、早期の解消を目指す。
 - 平成25年度以降の取扱い
年少扶養控除の廃止等による地方増収であることに鑑み、平成25年度に平年度化する地方財政の追加増収分及び2.（1）④の暫定対応分は、平成24年度増収分に係る対応に代えて、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の理物サービスに活用することとし、その具体的内容は今後検討する。
 - 子ども・子育て新システムについては、「社会保障・税一体改革案」（平成23年6月30日政府・与党社会保障改革本部決定）において、税制抜本改革以外の財源を含めて1兆円超程度の増収を今後検討するとされており、財源確保のために最大限努力を行う。
 - 国民健康保険制度に関して、以下の措置を講ずることとし、国民健康保険法を改正する所要の法律案を次期通常国会に提出する。また、「社会保障・税一体改革案」に盛り込まれている市町村国庫の財政基盤の強化については、低所得者の保険料軽減の拡充及び保険者支援の拡充に充てることとし、そのための必要財源（～2,200億円程度）については、社会保障・税一体改革案を具体化する中で、措置する。なお、高額医療費共同事業の国庫負担のあり方については、社会保障・税一体改革から平成25年度までの暫定措置である国庫負担のあり方については、社会及び都道府県単位の共同事業（高額医療費共同事業）及び保険財政共同安定化事業）を恒久化する（平成27年度）。また、恒久化までの間、暫定措置を1年間（平成26年度まで）延長する。なお、財政安定化支援事業については、社会保障・税一体改革による財政基盤の強化及び財政運営の都道府県単位の共同事業については、事業対象を全ての医療費に拡大する（平成27年度）。なお、共同事業の拠出割合は、現在と同じ、医療費実績割50、被保険者割50とするが、都道府県が市町村の意見を聴いて変更可能とする。
 - 財政運営の都道府県単位の共同事業については、現在と同じ、医療費実績割50、被保険者割50とするが、都道府県が市町村の意見を聴いて変更可能とする。
 - 財政運営の都道府県単位の共同事業を進める等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。これに伴い、国の定率負担は給付費等の32%とする（平成24年度）。
- 平成23年12月20日
- 内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
- 大臣折衝の結果、上記のとおり合意したことを確認する。
民主党政策調査会長

「子育て支援交付金」に係る一般財源化の概要 (別紙2)

〔 現行 交付金事業 〕

○次世代育成支援対策推進事業

〔特定事業〕

- ①乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- ②養育支援訪問事業
- ③ファミリー・サポート・センター事業
- ④子育て短期支援事業
- ⑤地域子育て支援拠点事業
- ⑥一時預かり事業

〔その他の事業〕

- ⑦へき地保育所費
- ⑧家庭支援推進保育
- ⑨次世代育成支援人材養成事業
- ⑩子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑪子育て支援ネットワーク事業
- ⑫子どもの事故予防強化事業

○国と自治体が一体的に取り組み待機児童解消「先取り」プロジェクト事業

- ①グループ型小規模保育事業
- ②認可外保育施設運営支援事業
- ③地域型保育・子育て支援モデル事業(平成24年度概算要求で新規計上)

○地方独自の子育て支援推進事業

- ・市町村独自の子育て支援の新規事業及び既存事業の拡充への支援

○子育て支援環境整備事業

- ①民間児童館活動事業
- ②児童福祉施設併設型民間児童館事業
- ③地域子育て環境づくり支援事業
- ④地域組織活動育成事業

〔 一般財源化後 交付金事業 〕

○次世代育成支援対策推進事業

〔特定事業〕

- ①乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- ②養育支援訪問事業
- ③ファミリー・サポート・センター事業
- ④子育て短期支援事業
- ⑤地域子育て支援拠点事業
- ⑥一時預かり事業

〔その他の事業〕

- ⑦へき地保育所費
- ⑧家庭支援推進保育
- ⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

〔 一般財源化 〕

- ・次世代育成支援人材養成事業
- ・子育て支援ネットワーク事業
- ・子どもの事故予防強化事業

〔安心こども基金で実施〕

国と自治体が一体的に取り組み待機児童解消「先取り」プロジェクト事業の全部

〔 一般財源化 〕

- ・地方独自の子育て支援推進事業
- ・子育て支援環境整備事業の全部